主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人添田修子の上告趣意第一点は、違憲をいうが、累犯加重に関する刑法五六条一項、五七条の規定が憲法一四条一項、三九条後段に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二四年新(れ)第八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決・刑集四巻一号五四頁、昭和二四年(れ)第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決・刑集三巻一二号二〇六二頁)とするところであるから、所論は理由がなく、同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

昭和五二年一〇月二七日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	ব	裁判官
亨		Ш	本	裁判官